

大阪府と大阪市は、ここには、首長が任命  
9月府・市議会に、大した理事長に強い権限  
大阪府立大学と大阪市立をもたせ、新自由主義  
大学を運営する法人を「大学改革」を促進す  
統合作る関連議案を提出しようとしているま  
す。2019年4月の法人統合に続いて、22  
年4月に大学統合をめぐす方針です。

現在、府大と市大の  
理事長は理事長を兼務して大学を運営していま  
す。しかし、統合され  
た大学法人は、理事長  
と学長を分離し、理事  
長は府知事と大阪市長  
が任命し、副理事長と  
なる府大と市大の学長  
は学長選考会議の選考  
に基づき理事長が任命  
するとされています。  
法人統合の趣旨は、  
経営の一体化で「ガバ  
ナンス」統治の強化を  
図り、選択と集中の視  
点から構造的な改革」  
をはかるとされます。

## 大阪府立大・市立大 「統合」計画の撤回を

学のある方について、  
これまでの総合大学と  
この普遍的な領域な  
どに加えて、新たな  
「戦略領域」の設置を  
検討しています。法人  
統合による体制で、こ  
うした大学での教育研  
究の基本問題と学部  
(学域)再編について、  
大学関係者の議論と合  
意を抜きに押し付けら  
れることが危惧されま  
す。

もともと府大・市大  
の「統合」計画は、大  
学の自発的な要求から  
出発したものではありません。維新政治が大学の  
自治を踏みにして強  
権的に押し付けてきた  
ものです。そのため、  
大学関係者からは、教  
職員や学生、卒業生な  
どによる民主的な議論  
がなされることなく、  
統合計画が既定方針と  
して推進されていると  
の批判の声が上がって  
います。  
府立大と市立大の名  
誉教授ら21氏は13年10  
月に発表したアピール  
で、「大学の統合はそ  
れぞれの大学の自発的  
要求が合致し、財政的  
保障が十分なされなけ  
れば難しい」と述べ、  
橋下市長(当時)の大  
学自治への介入と統合  
計画の拙速な推進を深  
く憂慮することを表明  
していました。  
憲法が保障する学問  
の自由・大学の自治を  
守る立場から、府大・  
市大「統合」計画の撤  
回、学費負担の軽減や  
大学運営費交付金の増  
額など教育研究条件の  
拡充にむけた府民・市  
民共同の発展が求めら  
れます。  
(小林裕和・日本共  
産党大阪府委員会学術  
文化委員会責任者)

る体制をつくる狙いを  
みることができません。  
この間、府と市、府  
大と市大の4者は新大